

令和4年12月伊奈町農業委員会総会議事録

令和4年12月26日（月）

議 事 録

会 議 名 令和4年12月 伊奈町農業委員会総会

招集月日 令和4年12月26日（月）

開会時刻 午前10時00分

閉会時刻 午前11時23分

招集場所 伊奈町役場 第1会議室

応招委員（農業委員）

小林 久夫 加藤 泰三 白幡 武悟 齋藤 勝明

秋山 英章 高山 貢一 大塚 俊雄 戸井田武夫

応招委員（農地利用最適化推進委員）

渡辺 久夫 大島 久雄 加藤 幹夫 中村 仁

計 12 名

欠席委員（農業委員） なし

（農地利用最適化推進委員） 細田 光一

議事録署名 加藤 泰三 白幡 武悟

事務局職員 大野局長、岡野補佐、工藤主任、石井主任

会議経過及び結果

開会 伊奈町農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、会長が会議の議長となる

議事録署名委員の指名 伊奈町農業委員会会議規則第13条第2項による署名委員の指名
事務局長

定刻となりましたので、只今から令和4年12月の農業委員会総会を開催いたします。

本日は、農業委員全8名の出席でございます。

推進委員は細田委員より欠席のご連絡をいただいておりますので、4名の出席でございます。

伊奈町農業委員会会議規則第6条の規定に基づく、定足数を満たしておりますので、本会が成立しますことをご報告いたします。

それでは高山会長代理、開会のあいさつをよろしく申し上げます。

会長代理 高山会長代理 あいさつ

会長 戸井田会長 あいさつ

伊奈町農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、会長が会議の議長となる

（10：00開会）

議長

ただいまから、令和4年12月の農業委員会総会を開会します。

本日の議事録署名委員につきましては加藤泰三委員、白幡武悟委員を指名しますので、よろしく申し上げます。

はじめに、第1号議案、農業振興地域整備計画の変更に係る意見について議題といたします。
事務局から議案の朗読と内容の説明をお願いします。

事務局

第1号議案、農業振興地域整備計画の変更に係る意見について説明。

この案件は、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき、町より農業委員会に対して、農業振興地域整備の計画の変更について、意見を求められたものでございます。令和4年10月の総会で1度審議いただきましたが、令和4年12月9日付で除外番号5番、〇〇〇による、申請の取り下げ願いが提出され、計画の修正が生じたため、再度審議いただくものです。

それでは、関係資料をご覧ください。

1枚目は、農業振興地域図に、除外箇所を落としたものになります。

2、3枚目は、計画変更理由書の修正前と修正後になっております。修正前の除外申請件数は2件、合計面積は1809㎡でしたが、修正後の除外申請件数は1件、面積は313㎡となります。

4枚目は、除外案件の総括表となっております。除外番号5番が取り下げとなったことにより、除外番号4番の〇〇〇〇〇より申請のあった、駐車場敷地1件のみとなります。なお、こちらの案件の詳細な説明につきましては、10月の総会で行っておりますので、割愛させていただきます。農業委員会として、こちらの計画変更の意見の有無について、ご審議願います。説明は以上となります。

議長

それではただいまの説明につきまして、ほかの農業委員さん、推進委員さんからご意見、ご質疑等がありましたら発言をお願いします。

それでは、ほかにご意見並びにご質疑がありませんので、これより採決をします。計画変更について、賛成の方は挙手願います。

各委員

挙手「全員」

議長

挙手全員です。よって、計画変更については、申請のとおり可決・決定しました。続きまして、農地法第三条の規定による許可申請審議に移ります。番号4番を議題といたします。事務局から内容の朗読及び議案の説明をお願いいたします。

事務局

番号4番について議案書2ページにある土地の表示、申請書住所・氏名及び申請事由等説明。

本案件は、丸山の〇〇〇〇さんの土地を、同一経営体の〇〇〇さんが、贈与により取得する案件となります。

資料の4番をご覧ください。

資料1ページから6ページが許可申請書関係になります。

資料7ページが作付け計画書になります。

資料8ページが案内図になります。

申請地は、〇〇〇〇の〇側、〇〇〇〇〇〇〇沿いの〇で示した箇所になります。

資料9ページは公図の写しとなります。こちらを見ていただくと、〇〇〇〇〇沿いの〇〇〇〇〇〇の筆から〇〇〇〇まで、ぶどう棚があり、現在も〇〇さんが作付けをしている状況となっております。なお〇〇〇〇〇〇及び〇〇〇〇につきましては、今回同様、贈与により第3条の申請があり、令和3年3月にご審議いただき、すでに隆さん名義となっております。

資料10ページ、11ページは土地の全部事項証明書になります。

資料12、13ページは印鑑証明書になります。

資料14、15ページは委任状となります。

それでは、譲受人の審査に移りますが、〇〇〇さんは〇〇で営農されている農家で、主にぶどうを栽培しております。同一経営体の中での移転になりますので、経営面積に変動はありません。農地法第3条の許可要件であります全部耕作利用要件、常時従事要件の150日、権利取得後の経営面積要件50a以上、周辺農地との調和等すべての条件を満たしておりますので、農地法第3条第2項各号には該当しないと考えます。よって、申請のとおり許可してよろしいかご審議願います。

説明は以上でございます。

議長

担当地区委員の渡辺久雄委員さんから、補足説明等ありましたらお願いします。

渡辺久雄委員

先日、現地を確認してきました。きれいに整備されたブドウ畑となっていた。〇〇さんが高齢で、息子がやるとのことだったので、特に問題はないと考えます。

議長

それではほかの農業委員さん、推進委員さんからご意見、ご質疑等がありましたら発言をお願いします。

それでは、ほかにご意見並びにご質疑がありませんので、これより採決をします。申請のとおり可決・決定することに賛成の方は挙手願います。

各委員

挙手「全員」

議長

挙手全員です。よって、4番については、申請のとおり可決・決定しました。

次に、番号6番と7番について、関係する案件のため一括して議題といたします。事務局から議案の朗読と内容の説明をお願いします。

事務局

番号5番の欠番理由及び、番号6番・7番について議案書2ページにある土地の表示、申請書住所・氏名及び申請事由等説明。

本案件は、〇〇〇〇さん名義の土地と、〇〇〇さん名義の土地を交換する案件でございます。6番の〇〇〇〇〇〇が〇さん名義の土地で、7番の〇〇〇〇〇〇が〇〇さん名義の土地となっており、面積も同一の土地でございます。

番号6番、7番ともに、青いタグをご覧ください。

資料1ページから6ページが、許可申請書関係になります。

資料7ページが作付け計画書になります。

資料8ページが案内図になります。

申請地は、〇〇〇〇〇の〇側に位置する、〇で示した箇所になります。

資料9ページは公図の写しとなります。こちらと、本日追加で配った航空写真をご覧ください。真ん中の〇〇〇〇〇〇の土地を挟んで、〇〇に、今回の申請地が位置している状況となっております。現在も〇側を〇〇さん、〇側を〇さんが耕作しておりますが、今年に入って〇さんが土地を相続した際、実際の利用状況と名義が逆になっていることに気づいたため、

今回交換を行うことにより、現在の利用状況に即した形にするとのことです。

6番は10ページ、7番は10、11ページは土地の全部事項証明書になります。

6番は11、12ページ、7番は12、13ページが印鑑証明書、委任状になります。

それでは、譲受人の審査に移ります。

まず、〇〇〇〇さんは〇〇地区で営農されている農家さんで、中間管理事業にも加入されており、主に水稻を栽培しています。〇〇〇さんにつきましては、〇〇である〇〇〇〇さんから土地を相続し、現在は会社員との兼業農家で、主に露地野菜などを栽培しております。

農地法第3条の許可要件であります全部耕作利用要件、常時従事要件の150日、権利取得後の経営面積要件50a以上、周辺農地との調和等すべての条件を満たしておりますので、農地法第3条第2項各号には該当しないと考えます。よって、申請のとおり許可してよろしいかご審議願います。

説明は以上でございます。

議長

本地区担当の渡辺久夫推進委員さん、意見等あればお願いします。

渡辺久夫推進委員

昨日、現地を確認し、〇〇〇〇さんと話をしてきました。地図の場所が違った。申請については、お互いに話し合っただけで名義を変える、とのことでしたので、特に問題はないと考えます。

議長

それではほかの農業委員さん、推進委員さんからご意見、ご質疑等がありましたら発言をお願いします。

議長

それでは、ほかにご意見並びにご質疑がありませんので、これより採決をします。申請のとおり可決・決定することに賛成の方は挙手願います。

各委員

挙手「全員」

議長

挙手全員です。よって、6番及び7番については、申請のとおり可決・決定しました。

次に、第3号議案「利用意向調査（案）」について議題といたします。事務局から議案の朗読と内容の説明をお願いします。

事務局

第3号議案について、事務局より説明。

それでは、利用意向調査（案）について、説明いたします。この10月に、皆様にご協力いただいた農地パトロールの結果、遊休農地と判断された農地につきましては、農地法第32条第1項の規定により、利用意向調査を行うものとなっております。昨年度と同様、すべての遊休農地に対して利用意向調査を行うことになっておりますので、調査票を発送するにあたり、皆様にご審議いただくものとなります。

関係資料の赤いタグをご覧ください。

1ページ目は令和4年度利用意向調査の概要となっております。2段目の調査対象面積202834.12㎡となっているのが、今回利用意向調査を行う総面積となります。調査対象人数は、

共有名義を含めて 162 名、筆数は 369 筆となっております。また、通知の発送時期は来年の 1 月を予定し、回答期限を 2 月末日としております。

3 ページ目から 11 ページ目は対象筆のリストとなっております。

12 ページから 14 ページは実際に送付する利用意向調査書の例でございます。12 ページの意向調査書の左側、「今後の意向確認」の欄に、①～④の記号を記入し、回答いただくものです。回答にあたりましては、14 ページの注意事項を読みながら記入していただきます。この調査の最終目的としましては、農地中間管理事業の利用に、うまくつなげる、という狙いがあります。中間管理事業の利用意向が表明された農地につきましては、農林振興センターや農林公社、JA 等を交え、今後の活動について検討していくものとなります。

また、中間管理事業が利用できそうな区域につきましては、本格的に担い手を探していくものとなります。

説明は以上となります。

議長

それではただいまの説明に対しまして、ほかの農業委員さん、推進委員さんからご意見、ご質疑等がありましたら発言をお願いします。

大塚委員

農地中間管理事業につなげる方向性を目指している、とのことだったが、かなり荒れている田圃は、担い手の方が手を上げてくれるのか。現状かなり難しいような場所も見受けられる。

議長

今指摘があった点については、かなり重大な問題だと考える。意見を出し合って解決方法を考えていかないといけない。毎年、後継者のいない高齢者が歳を重ね、リタイアしている。

大塚委員

利用意向調査について、選択で①～④を選ぶとあるが、安易に①を選ぶことも考えられるので、これを選ぶ場合はある程度条件を付ける（アイデアを書く、等）ようにすれば、回答にも責任が生まれるのではないかと考える。

議長

他にございませんか。

中村委員

今回の調査の対象筆数は 369 筆とのことだったが、中間管理をやっている小貝戸等の地区は、ここから除かれているのか。また、調査の下部に、遊休農地と判定された場合は、固定資産税の課税が強化されると書いてあるが、実際にやっているのか。

事務局

全体の筆数には、中間管理を行っている地区の筆も含まれている。伊奈町全体の筆数となっている。また、課税の強化に関しては、今のところ町での実績はない。

議長

他に何がございませんか。

大塚委員

担当する○○○○○○○の状況ですが、パトロールの際、黄色と緑で色分けした現況写真や、

現地を見ただけだが、いずれも容易に水田に復せるような状況ではないと思われる。その中で、指導を受けた所有者が、①を選択すれば自分の管理責任がなくなる、と考えるのではないか。中間管理に頼られないような意向調査にしてもらった方がよいと考える。

また、課税に関しては事例がないとのことだったが、ただの脅しという風潮が広がる可能性もあるので、表現については、考えた方がよいと思われる。

議長

今大塚委員からあった指摘について、何か意見のある委員はいらっしゃいますか。

中村委員

〇〇や〇〇はまだ中間管理をこれからやるので、中間管理を外されるのは困ってしまう。

事務局

遊休農地は長年の問題であり、一朝一夕で解決する問題ではないため、時間をかけて取り組まなければいけない。会長からも話があったが、遊休農地ができ、その地区がどんどん広まっていき、その中にはやりたい人もいるが、アクセスができない土地もある。そういう方に中間管理を選んでもらっても、実質できないということになる。これの解決には、まずは担い手を探し、やってもらえる方が出てこない、投資をしても無駄になってしまう。なので、担い手の確保が最優先となる。担い手が「こういうのをやりたい」ということで、遊休農地の解消に税金を投入していく流れとなる。意見もいろいろあるが、これを外したところでどうにかなる問題ではない。

中間管理の利用については、外さないでいただければと考えている。

国でも、荒廃農地の解消については、補助制度を設けており、そのような形で補助金の投入もできる。これから農業委員には、今町で進めている農地の集積化の推進と、担い手の発掘、育成に重きを置いてもらいたいと考えている。近隣自治体はそのようにして課題解決に向けて取り組んでいるため、伊奈町もそのような形で進めなければよいのではないかと考えている。

今回の調査に関しては、事務局案として示した中間管理の推奨という部分と、課税の強化、という部分に関しては、国の建前ということで、記載して進めたいと考えている。

今回の調査の発送については、スケジュールに間に合わない可能性もあるが、推奨の部分については、外す方向で調整を行います。また、中身の「中間管理規定における」といった、難しく書かれている部分については、もう少しわかりやすく変えられればと考えているので、その点はまた会長と話をしながら進めていくこととしたいですが、よろしいでしょうか。

議長

他に何かございませんか。それでは、ほかにご意見並びにご質疑がありませんので、これより採決をします。利用意向調査（案）について賛成の方は挙手願います。

各委員

各委員

挙手「全員」

議長

挙手全員です。よって、利用意向調査（案）について、決定いたしました。続きまして、会務報告及び農地転用許可状況、届出状況について、事務局長からお願いします。

大野事務局長

○会務報告

○農地転用許可状況、届出状況

議長

続きまして、事務局から事務連絡をお願いします。

事務局

(事務連絡)

- ・農産物共進会の清算について
- ・視察研修に係る積立について

議長

以上で、報告並びに事務連絡を終わります。ただいまの報告並びに事務連絡につきまして、質疑等何かありますか。

続きまして、次回の総会の日程につきまして、ご協議をお願いします。

1月25日、水曜日、伊奈町役場、第1会議室、午前10時00分で調整をお願いします。

以上で、本日の議事は終了しました。これをもちまして、閉会とします。

(11:23閉会)

上記会議の顛末を記載し、その内容に相違ないことをここに署名する

令和4年12月26日

会 長

署名委員

署名委員
